

クマタカが求めるアセス実施

鷲 詳子

川辺川の魅力は、日本一の水質だけでなく、清流に調和した景観と山々の懐の深さにある。昨年末、クマタカをはじめ貴重な生物の実態が次々と明らかになったが、川辺川ダムはアセス法（環境影響評価法）施行以前の計画だとして法の適用から除外されている。



熊本県・川辺川流域の豊かな自然について、建設省は盗掘や密猟を口実になかなか資料を公表しない。建設省の調査でも、ダム事業区域および周辺には植物八四七種、鳥類八四種を含む二七一一種の生物が確認されており、ラン数種を含め絶滅危惧種も多い。それにもかかわらず、建設省の報告書（一九九七年）は「事業区域外で生育環境が保全されることから、種の維持の観点から影響は小さいと考えられる」としか書いていないのだ。

いまでも多くの自然保護団体が自然の実態を把握しようと行動を始めたのは、川辺川の豊かさを将来に手渡すべき財産として多くの人が認識し始めた証拠である。

そのなかの一つ、九州各県の自然保護団体、山岳会三〇団体でつくる「九州の原生林を守る連絡協議会」は森林の再生状況調査を昨年からはじめた。そして洪水が頻繁に起こった一九六〇年代に比べ、森林の保水力が回復していることを明らかにし、ダム計画の見直しを求める要望書を

昨年二月、建設省に提出した。また昨年二月一九日から事業区域内の植生調査も始めた。

クマタカ繁殖を隠していた建設省

なかでもダム計画に大きな影響を与えそうなのが、絶滅が心配され「種の保存法」（絶滅の恐れのある野生動物種の保存に関する法律）の政令指定種となっているクマタカだ。前述の建設省の報告書は、クマタカについて「樹林帯を主な生息域としており、事業区域内には営巣地は確認されてない」と短い記載があるのみだ。建設省は、ダム建設予定地周辺にクマタカ六羽が生息し、繁殖があったことを確認していたにもかかわらず、その事実をダム事業計画の再審議を目的に設置した「川辺川ダム事業審議委員会（ダム審）」に報告しなかった。

この事実を、九六年八月にダム審が「ダム建設は妥当」と答申を出した後に明らかになった。建設省は「ダム審から資料の要請がなかった」



川辺川左岸に開口する九折瀬洞窟の入口。内部は特有の生物群が生息している。（写真撮影／二見孝一、以下同）

と言いつくし、その後も営巣地の保護を理由にデータを公表していない。この建設省の姿勢を危惧した市民は「熊本県クマタカ調査グループ」を結成し、日本自然保護協会の協力で九六年一月から調査を始めた。そして昨年二月一〇日、三年間一〇四回におよぶ調査結果を発表した。この報告書は、川辺川の支流の谷をテリトリーとするクマタカのつがい今後とも生息し繁殖を続けていくためには、建設省がダムの骨材を切り出す予定の原石山が不可欠な場所であることを明らかにした。そして、

本来毎年繁殖するといわれるクマタカが調査区域では三〜四年に一回しか繁殖できない厳しい環境下であり、これ以上の環境の悪化は繁殖率のさらなる低下を招くと警告している。こういった話では「クマタカと人間とどっちが大事か」の議論になりやすいが、クマタカがいる環境は、人間にとっても暮らしやすい環境であることを証明するものとして、注目されているのであり、「一人の暮らしを支える環境と金儲けのどっちが大事か」という視点が必要なのだ。

建設省の外郭団体「水資源開発公団」は昨年、調査法や保全対策に保護を優先した新しい手法を盛り込んだ「希少猛禽類保全対策指針」（暫定案）を作成した。建設省は、川辺川のクマタカについてもこの暫定案の手法で調査している。ならば、保全対策も暫定案に従い、原石山の保全をはかるべきだろう。

コウモリの生息地 九折瀬洞窟が水没

ダムで水没する五木村の中心地

頭地を川辺川沿いに上っていくと、川面に大小の洞窟がある。この中の一番大きいものを俗に九折瀬洞窟と呼んでいる。全長は一八六メートル、五木村で最大、熊本県内で二番目、全国でも四九番目の規模の石灰洞である。洞口部が一番低く、奥に行くとだんだん標高が高くなる構造をしている。

ダムのない川辺川と、市房ダムがある球磨川本流の水生昆虫の比較調査を四年前からしている「自然観察指導員熊本県連絡会」は昨年一月、日本自然保護協会と合同で九折瀬洞窟の調査を実施した。川辺川ダムが建設されると、洞窟の入り口は完全に水没するほか、満水時には洞窟全体の半分ほどが水没するためである。この洞窟は、ユビナガコウモリの熊本県で二番目に大きな生息地なのだ。

洞窟の生物は、暗闇で生きるので適応して進化してきたものが多い。また、他の洞窟とは隔離されてきたため、その洞窟特有の生物で構成さ

れることが多い。この九折瀬洞窟もここにしか生息しないゴミムシや日本で数例しか報告されていない種や新種のクモなどが生息し、学術的に貴重な洞窟となっている。

調査結果をふまえて日本自然保護協会の吉田正人保護部長は「洞内の生態系には不明な点も多い。アセス法（環境影響評価法）の適応が必要」と話している。調査を行なった二団体は昨年一月、建設省川辺川工事事務所に保全対策とアセスの実施を申し入れた。建設省も「学術的に貴重な洞窟と認識しており、保全対策を考える」と言うが、「具体的対策は検討中」とだけ答えている。

住民の移設予定地は ボロボロのシラス台地

アセスが必要なのは生物だけではない。ダムで水没する五木村の中心地、頭地の人たちの移転先となる代替地は集落より標高で六〇〜八〇メートル高い位置にある。現在急ピッチで造成が進んでおり、緩やかな傾斜地にはすでに区

画ごとに盛土がしてある。

その一区画にのぼって驚いた。高さ一・五メートルほどの盛土に幅三〇〜一〇〇センチメートルほどの深い亀裂が走って

雨で亀裂が入った住民の移転予定地。シラス台地は表層すべりを起こしやすい。

る。数日前の雨で崩れたとのこと。他の区画をみても、あちこちに同じように亀裂が見られる。表面の土を見ると、なにやら白っぽい。表面を足で蹴るとボロボロと崩れてしまふ。建設中の道路の法面を覆っているブルーシートは、崩れている場所を覆っているものようだ。同行した地質に詳しい元熊本大学教授の松本幡郎氏によると、この造成地は石灰岩の上に阿蘇の火砕流が堆積し、その上に霧島、桜島の火山灰がのっかったものだという。

このサラサラとした火山灰はシラスと呼ばれ、乾いた状態ではかなり固く安定しているが、雨や地下水には極めて弱い。水分を含むと崩れやすく、「表層すべり」、いわゆる「シラス災害」を起こしやすいことで知られる。だが建設省は、阿蘇火砕流堆積物の下面はほぼ平らなので心配ないと説明し、この移転先のアセスを実施する考えはない。一年後には移転が始まり、住民の安全が心配されるが、政府あての質問主意書に対し、二月一五日に出た小淵恵三首相名の答弁書は「被害があった場合には、個別具体的な状況に応じ、関係法令に基づき適切に対応すべき」と答えている。

アセス実施を求め 3万人が署名

九九年六月、アセス法が施行され、一定規模以上の事業に対して、環境

影響評価の手続きが義務づけられることになった。ダム事業では、湛水面積一〇〇ヘクタール以上のダムはすべてアセス法適応の対象となる。川辺川ダムの湛水面積は三九一ヘクタール。周辺の道路や代替地など合わせると土地の改変部分はその倍ほどになる。しかし、アセス法施行以前の計画ということだけで、法の対象から除外されている。

ダムが下流や周辺に与える影響について、クマタカやアユ、九折瀬洞窟などさまざまな問題が表面化しているが、それらの保全対策は何も具体策が提示されないまま道路の付け替えなど周辺工事が進んでいる。アセスを適用させるのは、国会でも事業者でもなく環境に対する住民の関心と行動なのである。住民の声を覚まさせない限り、日本から自然の川はなくなってしまうだろう。

川辺川にアセスを求める署名活動は市民活動とともに確実に全国に広がり、現時点で約三万人の署名は国会にも提出予定だ。

流域で始まった植林活動が実を結び、豊かな森が育った時、今とかわらぬ川辺川の清流に響く五木の子守唄を子どもたちが聞いている。こんな未来を住民の声で作りあげたい。

三四ページ、クマタカの写真撮影／井上賢二郎

つる しょうこ 一九四九年生まれ、環境カウンセラー。